

鳥取県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
有限会社ケアサービス 米子	米子市両三柳267	訪問看護ステーション ハートケア	米子市両三柳267	平成22年4月12日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
有限会社ケアサービス 米子	米子市両三柳267	訪問看護ステーション ハートケア	米子市両三柳267	平成22年4月12日